

平成十二年十月二日提出  
質問第四号

内閣官房報償費の支出に関する質問主意書

提出者 金田 誠 一

内閣官房報償費の支出に関する質問主意書

内閣官房報償費の支出に関連し以下質問する。

一 内閣官房報償費に関し、財政法第三十三条に基づく予算の彼此流用の主な例について明らかにされた  
い。

二 内閣報償費からの支出に際し、個人に対し現金を手渡す場合があるか明らかにされたい。

三 個人に対し現金を手渡す場合、当然の事ながら相手方より領収書を受領していると思われるが、念のため確認する。

右質問する。